

## 高岡地区広域圏事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成5年3月29日条例第14号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の財産の交換、譲与、無償貸付等については、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成17年高岡市条例第63号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。